

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:水産課)

1	施設名	滋賀県醒井養鱒場								
2	施設の概要	敷地面積 190,127㎡ 主な施設 本館 502㎡、さかな学習館 328㎡、飼育池 742㎡、ふ化場 225㎡、入場券売場 22㎡ 施設内容 本館、さかな学習館、ふ化場、採卵場、餌付け池、親魚養成棟、倉庫、入場券売場、休憩所、釣り池管理事務所、飼育池、試験池、ふれあい河川等								
3	募集方法	公募								
募集要項	募集要項配布期間	平成27年10月2日 ～ 平成27年10月23日								
募集要項	申請受付期間	平成27年10月2日 ～ 平成27年10月23日								
募集要項	指定期間	平成28年4月1日 ～ 平成33年3月31日(5年間)								
募集要項	管理業務内容	養鱒場のマス類の展示に関する業務 養鱒場のマス類の普及に関する業務 養鱒場のマス類の生産および譲渡に関する業務 養鱒場の施設の維持管理に関する業務								
募集要項	管理料参考額	112,500千円(消費税および地方消費税を含む。)								
4	応募状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th><th rowspan="2">グループ申請の場合の構成</th></tr> <tr> <th>所在地</th><th>名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津市におの浜四丁目 4番23号</td><td>滋賀県漁業協同組合連合会</td><td></td></tr> </tbody> </table> 合計1者	申請者		グループ申請の場合の構成	所在地	名称	大津市におの浜四丁目 4番23号	滋賀県漁業協同組合連合会	
申請者		グループ申請の場合の構成								
所在地	名称									
大津市におの浜四丁目 4番23号	滋賀県漁業協同組合連合会									
5	審査方式	農政水産部指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施するとともに、申請者からのプレゼンテーションを受け、選定基準ごとに採点を行い、その採点結果と判断基準とを比較し指定管理者の候補者の適否を審査した。								
審査の概要および結果	選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	大江 孝二 (公益財団法人滋賀県水産振興協会常任理事) *千代 博 (滋賀県農政水産部次長) 足田 久美 (公認会計士) 堀江 啓子 (米原市商工会女性部部長) 堀越 昌子 (京都華頂大学教授)								
審査の概要および結果	審査基準	別紙参照								
審査の概要および結果	審査経過	第1回農政水産部指定管理者選定委員会 (開催日) 平成27年9月25日 (内容) 醒井養鱒場の募集要項および審査基準の策定 第2回農政水産部指定管理者選定委員会 (開催日) 平成27年11月5日 (内容) 醒井養鱒場指定管理者候補者の選定								

審
査
結
果

指定管理者の候補者

滋賀県漁業協同組合連合会

評価結果および選定理由

○審査基準に基づく採点結果

申請者	審査基準1	審査基準2	審査基準3	審査基準4		合 計
滋賀県漁業協同組合連合会	9. 2	3 2. 6	2 1. 2	1 6. 0		7 9

※点数は各委員の平均値 (100点満点)

○各委員の採点結果

申 請 者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平 均 値
滋賀県漁業協同組合連合会	8 0	8 1	7 8	7 8	7 8	3 9 5	7 9

○提示額一覧表

申 請 者	提 示 額
滋賀県漁業協同組合連合会	1 1 2, 5 0 0 千円

【選定理由】

指定管理候補者である滋賀県漁業協同組合連合会は、醒井養鱒場の設置目的をよく理解しており、管理運営方針においても県が示した方針と合致していた。

養鱒事業においては、健全な種苗を生産する創意工夫が図られ、その執行体制も十分備わっており、健全な種苗が安定的に生産されることが見込まれる。

観覧事業においては、入場者数を増やすための具体的な方策が図られているとともに県民の公平な利用の確保も図られていた。

経費については、管理料の提示額は、112,500千円となっていた。

上記の結果、滋賀県漁業協同組合連合会を指定管理者の候補者として選定した。

滋賀県醒井養鱒場指定管理者審査基準

選定基準 (条例第6条)	審査項目	審査内容	配点	
事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること（第1号関係）	公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	高齢者、子供および身体障害者への配慮等、県民への公平なサービスの提供が行われる内容となっているか	10	10
事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること（第2号関係）	施設の設置目的及び県が示した管理方針との整合性	事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか	5	40
	養鱒事業の内容が仕様書に示した基準を満たす内容となっているか	健全なニジマス、アマゴ、イワナ等の種卵、種苗、成魚を安定的、継続的に生産できる事業計画となっているか	10	
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	利用者数を増やすための方策は適切か	10	
		利用者等からのクレーム対応は適切か	5	
	施設の維持管理の内容、及び実現可能性	施設管理、安全管理は適切か	10	
事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること（第3号関係）	事業実施にかかる経費の縮減	県が示した管理料参考額との比較	20	30
	維持管理の内容の適格性、実現可能性	収支計画の実現可能性はあるか	10	
事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（第4号関係）	安定的な運営が可能となる人的能力	職員等の体制は十分か	5	20
	安定的な運営が可能なる経理的基盤	事業者の財務状況は健全か	5	
	類似業務の運営実績	類似業務を良好に運営した実績はあるか	5	
	法令遵守	個人情報や情報公開など法令を遵守した運営となっているか	5	
合計			100	

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	滋賀県漁業協同組合連合会	
代表者職・氏名	代表理事会長 鳥塚 五十三	
団体の所在地	大津市におの浜四丁目4番23号	
設立年月日	昭和25年2月13日	
資本金	252,830千円（平成27年3月31日現在）	
従業者数	平成27年3月31日現在	33人
主たる業務内容	・水産資源の管理及び水産動物の増殖事業 ・水産に関する経営及び技術の向上に関する指導事業 ・所属員の事業に必要な物資の供給事業 ・所属員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売に関する事業 ・漁場の利用に関する事業 ・その他各事業に附帯する事業等	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	・平成12年4月1日から平成25年3月31日までの13年間 滋賀県醒井養鰯場において、ニジマス、アマゴ、イワナ等の種卵、種苗、成魚の生産、入場料の徴収業務、場内清掃業務等を行っていた。 ・平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間の契約で、滋賀県醒井養鰯場の指定管理者として、ビワマス、ニジマス、アマゴ、イワナ等の種卵、種苗、成魚の生産、入場料の徴収業務、場内清掃業務等を行っている。 ・いずれの業務においても、適正に執行している。	
特記事項	特になし	

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:水産課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
					うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平27年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県醒井養鰯場	滋賀県漁業協同組合連合会	公募	5	112,500	59,675	11,935	10,604	1,331	・祭などのイベント開催を通じた更なる集客により、養鰯場の活性化を図ることができる。 ・アンケートを通じた顧客ニーズへの対応や、迅速な修繕対応などにより、顧客の満足度を向上させることができる。	・柔軟で効率的な人員配置により人件費の削減を図ることができる。 ・育苗生産技術の更なる効率化により、生産・飼育コストの削減を図ることができる。	